

## 2 事業者の役割

事業者は、その事業に用いた容器包装の使用量・製造量に応じて、その容器包装の再商品化の義務があります。

「再商品化」とは、市町村が分別収集をしてストックヤードに保管している分別基準適合物を、製品の原材料として利用したり、製品としてそのまま使用する者に、有償又は無償で譲り渡せる状態にすることをいいます（自らの製品の原料として使用することやそのまま製品として使用することも再商品化にあたります。）。

具体的には、ガラスびんを「カレット（ガラスびんを細かく砕いたもの。ガラスびん等の原料となります。）」にしたり、ペットボトルを「フレーク又はペレット（ペットボトルを細かく裁断したり、一度溶かした後粒状にしたもの。プラスチック原料となります。）」にしたり、プラスチックを燃料として使用するために炭化水素油へ油化したりすること等が「再商品化」です。

再商品化の義務の履行方法は次のとおりです。

